

＜別途資料 1＞

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1～3 段階）」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1～第 4 段階に分けられ、国が定める第 1～第 3 段階の利用者には負担減策が設けられています。
- 利用者が、「利用者負担」のどの段階に該当するかは、市町村が決定します。
第 1～第 3 段階の設定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担限度額段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の掲示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。
（「認証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。）
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）

＜短期療養介護＞

単位：円

利用者負担限度額		食費	利用する療養室のタイプ	
			従来型個室	多床室
第 1 段階		300	550	0
第 2 段階		600	550	430
第 3 段階	①	1,000	1,370	430
	②	1,300		
第 4 段階		1,445	1,728	437

＜施設サービス＞

単位：円

利用者負担限度額		食費	利用する療養室のタイプ	
			従来型個室	多床室
第 1 段階		300	550	0
第 2 段階		390	550	430
第 3 段階	①	650	1,370	430
	②	1,360		
第 4 段階		1,445	1,728	437